

広島県告示第六百十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

三次市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和六年八月二日	午前二時～午後二時三〇分	ひろしま農業協同組合 甲奴資材店
令和六年八月二日	午前二時三〇分～午後二時三〇分	三次市役所
令和六年八月二日	午前二時三〇分～午後二時三〇分	三次市役所
令和六年八月二日	午前二時三〇分～午後二時三〇分	三次市福祉保健センター
令和六年八月二日	午前二時三〇分～午後二時三〇分	三次市福祉保健センター
令和六年八月二日	午前二時三〇分～午後二時三〇分	三次市福祉保健センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和六年八月二日～ 令和七年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会